

東京都廃棄物条例（平成四年東京都条例第四百十号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次 前文 第一章 総則 第一節 通則（第一条・第二条） 第二節 知事の責務（第三条 第七条） 第三節 事業者の責務（第八条 第十条） 第四節 都民の責務（第十一条・第十二条） 第二章 廃棄物の処理（第十三条 第二十条の二） 第三章 手数料（第二十一条 第二十三条） 第四章 東京都廃棄物審議会（第二十四条） 第五章 雑則（第二十五条 第二十七条） 附則 第一条から第七条まで（現行のとおり） （事業者の基本的責務） 第八条（現行のとおり） 2（現行のとおり） 3 事業者は、従業者の教育訓練の実施体制その他の必要な管理体制の整備に努め、前二項の責務の達成に向けて継続的かつ計画的な取組を行わなければならない。</p>	<p>目次 前文 第一章 総則 第一節 通則（第一条・第二条） 第二節 知事の責務（第三条 第七条） 第三節 事業者の責務（第八条 第十条） 第四節 都民の責務（第十一条・第十二条） 第二章 廃棄物の処理（第十三条 第二十条） 第三章 手数料（第二十一条 第二十三条） 第四章 東京都廃棄物審議会（第二十四条） 第五章 雑則（第二十五条 第二十七条） 附則 第一条から第七条まで（略） （事業者の基本的責務） 第八条（略） 2（略）</p>

4 事業者は、事業系廃棄物の減量及び適正な処理を確保するために講じている取組の内容を積極的に公表し、自らが排出する廃棄物の処理に対する信頼性の向上に努めなければならない。

5 廃棄物の処理を受託する事業者は、受託した廃棄物の処理の透明性を確保するため、その処理の状況の公表その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 (現行のとおり)

第九条から第十三条まで (現行のとおり)

(事業者の産業廃棄物の減量及び適正処理に係る報告等)

第十四条 産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、その産業廃棄物の減量及び適正な処理を図るため、東京都規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、各事業場ごとに、産業廃棄物管理責任者を選任しなければならない。

2 前項に規定する事業者のうち、その事業活動によって多量の産業廃棄物を排出する可能性のある者又は人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する産業廃棄物を排出する可能性のある者として規則で定める者(以下「特定排出事業者」という。)は、排出する産業廃棄物の減量及び適正な処理を図るために講じている取組のうち規則で定める事項を、毎年一回、知事に報告しなければならない。

3 知事は、前項の規定による報告の内容を公表するものとする。

4 知事は、特定排出事業者が正当な理由なく第二項の規定による

3 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し都の施策に協力しなければならない。

第九条から第十三条まで (略)

(事業者の作成する産業廃棄物処理計画等)

第十四条 産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、その産業廃棄物の減量及び適正な処理を図るため、東京都規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、当該事業場に係る産業廃棄物の処理に関する計画を作成するとともに、産業廃棄物管理責任者を選任しなければならない。

2 前項に規定する事業者で規則で定めるものは、同項の規定により作成した計画書を知事に提出するとともに、同項の産業廃棄物管理責任者を選任した旨を知事に届け出なければならない。

報告を怠っているときは、期限を定めて、当該報告を行うべき旨を勧告するものとする。

5 知事は、特定排出事業者が前項の規定による勧告に正当な理由なく従わなかったとき、又は虚偽の報告をしたときは、その旨を公表することができる。

6 知事は、前項の規定による公表をしようするときは、第四項の規定による勧告を受けた者又は虚偽の報告をした者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

7 前各項に規定するもののほか、特定排出事業者に係る報告及び公表に関して必要な事項は、規則で定める。

(産業廃棄物収集運搬業者の処理状況に係る報告等)

第十四条の二 産業廃棄物収集運搬業者(規則で定める者に限る。

以下同じ。)は、三月以上六月以内において規則で定める期間ごとに、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

一 運搬を受託した産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。)の量

二 交付された産業廃棄物管理票の枚数

三 産業廃棄物の運搬が終了し、回付した産業廃棄物管理票の枚数

四 電子情報処理組織を使用して産業廃棄物の運搬が終了した旨を情報処理センターに報告した件数

五 産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、次に掲げる事項

イ 積替え又は保管の場所の所在地、面積及び設備の概要
ロ 積替え又は保管の場所ごとの搬入量

八 積替え又は保管の場所ごとの保管量

二 積替え又は保管の場所ごとの搬出量

六 前各号に定めるもののほか、産業廃棄物の運搬が適正になさ
れていることを示す事項として規則で定める事項

2 知事は、前項の規定による報告の内容を公表するものとする。

3 知事は、産業廃棄物収集運搬業者が正当な理由なく第一項の規
定による報告を怠っているときは、期限を定めて、当該報告を行
うべき旨を勧告するものとする。

4 知事は、産業廃棄物収集運搬業者が前項の規定による勧告に正
当な理由なく従わなかったとき、又は虚偽の報告をしたときは、
その旨を公表することができる。

5 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、第三項
の規定による勧告を受けた者又は虚偽の報告をした者に対し、意
見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

6 前各項に規定するもののほか、産業廃棄物収集運搬業者に係る
報告及び公表に関して必要な事項は、規則で定める。

(産業廃棄物処分業者の処理状況に係る報告等)

第十四条の三 産業廃棄物処分業者は、産業廃棄物の処分を行う事
業場ごとに、三月以上六月以内において規則で定める期間ごとに
、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

一 産業廃棄物の処分を行う施設の所在地、処理能力及び設備の
概要

二 処分を受託した産業廃棄物の量

三 回付された産業廃棄物管理票の枚数

四 電子情報処理組織を使用して産業廃棄物の処分が終了した旨

を情報処理センターに報告した件数

五 産業廃棄物の処分方法

六 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。次号及び第八号において同じ。）後の産業廃棄物の持出量

七 処分後の産業廃棄物の持出時に交付した産業廃棄物管理票の枚数

八 処分後の産業廃棄物の持出時に電子情報処理組織を使用して情報処理センターに登録した件数

九 前各号に定めるもののほか、産業廃棄物の処分が適正になさ
れていることを示す事項として規則で定める事項

2 前条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による報告について準用する。この場合において、これらの規定中「産業廃棄物収集運搬業者」とあるのは、「産業廃棄物処分業者」と読み替えるものとする。

（特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の処理状況に係る報告等）

第十四条の四 第十四条の二の規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者について準用する。この場合において、同条中「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。）の」とあり、「産業廃棄物の」とあるのは「特別管理産業廃棄物の」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条中「産業廃棄物の」とあるのは、「特別管理産業廃棄物の」と読み替えるものとする。

第十五条から第十八条まで (現行のとおり)

(報告の徴収)

第十九条 知事は、法第十八条第一項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者(廃棄物の処理を受託する者を含む。次条において同じ。)に対し、必要な報告を求めることができる。

第二十条 (現行のとおり)

(不利益処分の内容の公表)

第二十条の二 知事は、廃棄物の処理に関連する法令で規則で定めるものに基づいて行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二号第四号に規定する不利益処分を行ったときは、当該処分の内容を公表するものとする。

第二十一条から第二十七条まで (現行のとおり)

第十五条から第十八条まで (略)

(報告の徴収)

第十九条 知事は、法第十八条第一項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な報告を求めることができる。

第二十条 (略)

第二十一条から第二十七条まで (略)